建築物省エネ法における省エネ性能表示制度

国土交通省

- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されました。
- **省エネ改修等の補助を受けた住宅については、**販売・賃貸の予定の有無に関わらず、**省エネ性能ラベル・省エネ部位ラベルを発行し、住宅の省エネ性能を示す書類として保管をしてください。**

＜省エネ性能ラベル（新築住宅を対象）＞



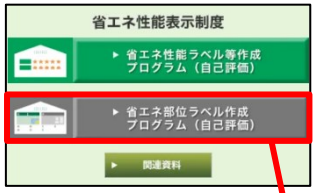
＜省エネ部位ラベル（既存住宅を対象）＞



主たる項目（必須）　副次的項目

省エネ部位ラベルの発行方法

国土交通省



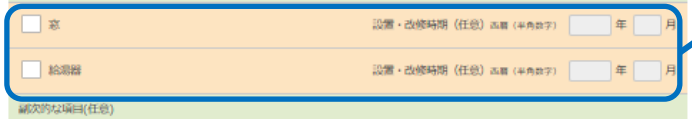
① 一般社団法人　住宅性能評価・表示協会HPへアクセス
https://shoenebuilabel.hyoukakyoukai.or.jp/

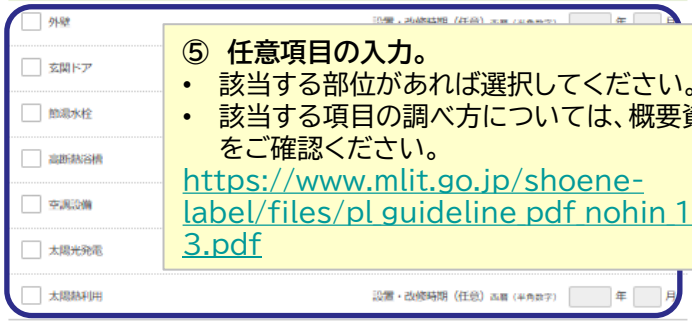
② 省エネ部位ラベル作成プログラム（自己評価）をクリック。

③ 建物名称等と評価日を入力。（講習を受けた機関は現在入力不要です。）



④ 必須項目の入力。 窓、又は給湯器のどちらかの入力が必要です。





⑤ 任意項目の入力。
- 該当する部位があれば選択してください。
- 該当する項目の調べ方については、概要資料をご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/shoene-label/files/pl_guideline_pdf_nohin_1023.pdf

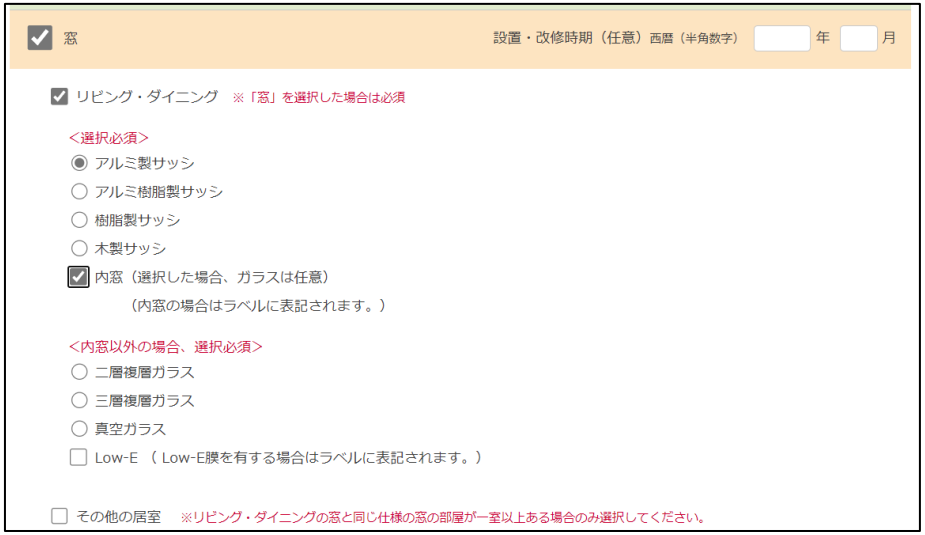


⑥ ラベル確認ボタンをクリック。画像データもしくは、PDFデータでラベルを発行できます。

窓

- 窓は、リビング・ダイニング※に設置している主なサッシ種別・ガラス種別を選択してください。なお、単層ガラスの場合はガラス種別を選択する必要はありません。※リビング・ダイニングの全ての窓が省エネ基準を満たしていない場合は、窓の項目を入力できません。
- 内窓を設置した場合には、内窓にチェックをいれてください。

例） アルミ製サッシ＋単層ガラスに内窓を設置した場合



給湯器

- 該当する給湯器を選択してください。複数の給湯器がある場合には、主に使用する給湯器を選択してください。

例） エネファームを設置した場合



FAQ

国土交通省

No	質問	回答
1	住宅省エネ2026キャンペーンの申請において省エネ性能ラベルや省エネ部位ラベルの発行でどうして必要なのか。	省エネ性能表示制度については、省エネ性能の高い建築物・住宅が選ばれる市場を整備することを目的としています。今回のキャンペーンにおいて、省エネ性能ラベル等を発行することで、一般消費者に対して住宅の省エネ性能について意識していただくとともに、支援事業を受けた住宅が将来、賃貸・売買をされる際にご活用いただくためにご協力いただいているものです。
2	省エネ表示制度の概要を確認したい場合、どこを確認すればよいか。	国土交通省のHPにて、住宅省エネ表示制度の特設サイトを用意しておりますので、ご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/
3	省エネ部位ラベルの発行は、申請者が行うものか。 また、発行するにあたり「講習を受けた機関」を記入する欄があるがどこが該当するのか。	申請者が行っても構いません。 また、「講習を受けた機関」については現時点（R7.3.11時点）では検討中であるため、空欄で構いません。
4	発行したラベルはどのように施主に渡せばいいいのか。	ラベルの発行は一般社団法人　住宅性能評価・表示協会のHP（https://www.hyoukakyoukai.or.jp/）で行うことができ、PDFもしくはJPEGデータで出力されます。データでそのままお渡ししても、印刷して紙でお渡ししても構いません。
5	省エネ部位ラベルの発行について、給湯器にチェックする場合、給湯器の種類だけ分かればいいのか、もしくは機器の性能値まで把握する必要があるのか。	給湯器については、省エネ部位ラベルの発行できる機器に該当していればチェックいただけます。（性能値まで求めていません）
6	省エネ部位ラベルの発行について、窓は1窓ごとに発行が必要なのか。	窓について入力できるものは、リビング・ダイニングを対象に全ての窓が省エネ基準以上の場合のみです。なお、複数の窓仕様がある場合には、代表的な仕様を表示してください。また、その他の居室についても、リビング・ダイニングと同様の窓仕様（ラベルに表示する窓の仕様）の場合にその旨をチェックして発行ができます。